

法改正による任意継続被保険者制度の変更について

平素は当健康保険組合の事業運営にご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

健康保険法の改正により、2022年1月1日から任意継続被保険者の申し出による資格喪失(任意脱退)ができるようになります。詳細については下記をご確認ください。

記

1. 改正内容

資格喪失事由の追加

- ▶ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を健康保険組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の翌月1日に任意継続被保険者の資格を喪失する。

改正前(～2021年12月31日)	改正後(2022年1月1日～)
①任意継続被保険者の資格期間が満了したとき	①任意継続被保険者の資格期間が満了したとき
②再就職をして他の医療保険の被保険者となったとき	②再就職をして他の医療保険の被保険者となったとき
③任意継続被保険者が死亡したとき	③任意継続被保険者が死亡したとき
④保険料を期限までに納めなかったとき	④保険料を期限までに納めなかったとき
⑤75歳になったとき	⑤75歳になったとき
	⑥資格喪失を申し出たとき (新規)

(例) 健康保険組合で申し出を受理した日 2022年1月20日

⇒ 資格喪失日 2022年2月1日

2. 留意事項

- 資格喪失申し出の受理後にご自身の意思による申し出の取り消しはできません。
- 東り健康保険組合の保険証は資格喪失後5日以内に返納してください。
- 保険料を前納していても任意脱退は可能であり、資格喪失後の未経過期間に係る前納保険料は返還されます。

3. 参考

保険料を期限までに納めなかった場合の資格喪失は従来どおりとなります。

※ 保険料未納による資格喪失日は、納付期日の翌日

(例) 2022年1月分保険料を納付しない場合 (保険料納付期日 2022年1月11日)

2022年1月12日時点で保険料未納

⇒ 資格喪失日 2022年1月12日